担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下この項において「政令」という。）に、「当該在外組合員の勤務する在外公館の所在国又は所在地の項３号の欄に規定する金額未満である」を「所在国又は所在地欄に掲げる区分に応じ、同表の号別欄の８号以上４号以下となる」に改め、同項第２号中「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令」を「政令」に、「当該在外組合員の勤務する在外公館の所在国又は所在地の項３号の欄に規定する金額以上又は在勤手当の月額が当該金額以上」を「所在国又は所在地欄に掲げる区分に応じ、同表の号別欄の大使」に改め、「である場合」を削り、「150,000円」を「252,600円」に、「500,000円」を「842,000円」に改め、同号の次に次の２号を加える。

⑶　在勤基本手当の月額が政令別表第１の所在国又は所在地欄に掲げる区分に応じ、同表の号別欄の３号以上公使以下となる在外組合員167,400円と施行令第34条第１項又は第２項の療養に要した費用の額（その額が558,000円に満たないときは、558,000円）から558,000円を控除した金額に100分の１を乗じて得た金額（その金額に１円未満の端数がある場合において、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が50銭以上であるときは、これを１円に切り上げた金額とする。）との合算額

⑷　在勤基本手当の月額が政令別表第１の所在国又は所在地欄に掲げる区分に応じ、同表の号別欄の９号となる在外組合員57,600円

第29条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第30条第１項の表中「4.52」を「5.35」に、「24.98」を「12.47」に、「1.02」を「0.73」に、「1.91」を「0.26」に、「12.20」を「2.30」に、「0.80」を「0.70」に、「9.04」を「10.70」に改め、同条第２項の表中「4.52」を「5.35」に改め、同条第３項中「2.48」を「3.18」に改める。

附　則

１　この変更は、平成28年４月１日から施行する。

２　この変更の施行の日前に行われた療養に係る第25条第１項及び第２項の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

３　変更後の第30条第１項から第３項までの規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成28年３月28日

経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　林　幹雄

第15条を次のように改める。

第15条　削除

第18条第２号中「施行令」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）」に改める。

第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。

第27条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第28条第１項の表中「$\frac{38.60}{1,000}$」を「$\frac{34.00}{1,000}$」に、「$\frac{4.50}{1,000}$」を「$\frac{4.38}{1,000}$」に、「$\frac{77.20}{1,000}$」を「$\frac{68.00}{1,000}$」に、「$\frac{9.00}{1,000}$」を「$\frac{8.76}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{38.60}{1,000}$」を「$\frac{34.00}{1,000}$」に、「$\frac{4.50}{1,000}$」を「$\frac{4.38}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{38.60}{1,000}$」を「$\frac{34.00}{1,000}$」に、「$\frac{0.80}{1,000}$」を「$\frac{0.89}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、平成28年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月七日
掲載頁　四十六頁（号外第八十二号）

（乙）掲載紙　山陽新聞夕刊
掲載の日付　平成二十八年四月十五日
掲載頁　四頁

平成二十八年五月六日
岡山県倉敷市昭和一丁目二番二二号
（甲）平松エンタープライズ株式会社
代表取締役　平松　晃弘
岡山県倉敷市昭和一丁目二番二二号
（乙）山陽砂利販売株式会社
代表取締役　平松　晃弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はプラスチック成形加工事業及び金型製造事業に係る事業に関する権利義務を承継しこれをそれぞれ乙に承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年六月七日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十八年四月二十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月十一日
掲載頁　六十一頁（号外第八十五号）
平成二十八年三月二十八日
三重県志摩市阿児町神明長沢一四八五番地三
（甲）株式会社プログレス
代表取締役　岩永　琢美
三重県志摩市阿児町神明長沢一五一六番地一
（乙）株式会社プログレス
代表取締役　山本　勝実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月六日
東京都東大和市上北台一丁目二番三号
合同会社サイクル
代表社員　箱守　昌裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年五月六日
札幌市東区北四〇条東一丁目三番一号
有限会社リソース・フルーカンパニー
代表取締役　中山　俊雄

資本金の額の減少公告

当社は、株式の発行により、資本金の額を四億円増資すると同時に、資本金の額を四億円減少し九千九百六十万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月三十日
掲載頁　一一七頁（号外第二四七号）
平成二十八年五月六日
東京都渋谷区代々木二丁目二三番一号
ＪＣホールディングス株式会社
代表取締役　金子　哲也